

令和6年度

保育園のしおり

～元気にあいさつ 笑顔いっぱい
にしかわ保育園～



西川町立にしかわ保育園

入園おめでとうございます



保育園は、子どもたちの健全な成長を願い、保護者の就労や病気等の理由により、保育の必要性の認定を受けた乳幼児を保護者に代わって保育する施設です。

保育園は、家庭と連携を取り合いながら、常に共通の理解と協力で一貫性のある保育を進めていきます。

保育園職員は、子ども達を常に健康・安全且つ、情緒の安定した生活の中で自己を十分に発揮しながら活動出来るように努めます。そして、養護と教育とが一体となって豊かな人間性を持った子どもに育てていきます。

保育理念『子どもに愛と生きる力を！』

子どもは、自ら育つ力があります。その力を信じ、向上できるようにサポートしていくのが、大人の役目です。保育園、家庭、地域の人達と手を取り合い、子どもの限りない可能性を育てます。
子どもに愛と生きる力を！



西川学園学校教育目標

ふるさとを愛し 高い志をもち
ぶなのようにたくましく ともに学ぶ子ども

西川学園とは...保育園、小学校、中学校が一緒になって西川学園といます。

保育園の体制(令和6年度)



定員 170名(6ヶ月～就学前まで)

職員体制

- ・園長 ・副園長 ・事務
- ・主任保育士 ・保育士 ・保育士補助
- ・延長保育パート ・調理師 ・業務員
- ・保健師(兼) ・管理栄養士(兼)

クラス

0歳児	1クラス(きいろほし)	未満児
1歳児	1クラス(あおいほし)	
2歳児	1クラス(あかいほし)	
3歳児	1クラス(かぜ)	幼児
4歳児	1クラス(たいよう)	
5歳児	1クラス(そら)	

保育の基本方針

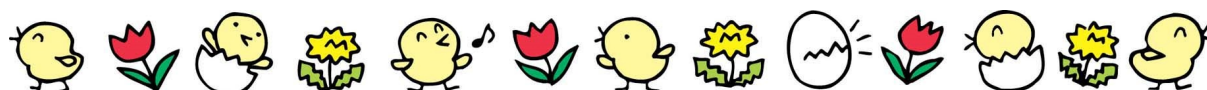


基本方針

一人ひとりの欲求を満たし、子ども同士のふれあいによって、いつも笑顔がある環境を創ります。

保育者自身が生き活きと輝き、家庭とともに育て合い、育ちあう気持ちを持ち続けます。

地域における子育ての拠点として社会に貢献します。



子どもにとって全ての基本は家庭です

人間形成をする上で乳幼児期はとても大切な時期と言われています。子ども達が、明るく笑顔いっぱい、強くたくましく育つためにも、ご家族で一緒に過ごす時間を大切にしてください。

保育目標



「雪と緑と太陽の町」西川町らしく、郷土を愛し、明るく健康で、充実感いっぱいの生き方ができる子どもに育てていきます。

雪のようにきらきら輝いている子ども

- ・自分の好きなあそびを見つけ工夫しながら遊べる子ども
- ・美しい物に素直に感動できる子ども
- ・どんな事にも一生懸命最後まで頑張れる子ども
- ・絵本や物語を楽しめる子ども

緑のようにやさしくあったかい子ども

- ・助け合い協力し仲良くできる子ども
- ・約束やルールを守れる子ども
- ・自分も周りの人も大事にできる子ども
- ・草花や動物を大切にする子ども

太陽のようにつよくたくましい子ども

- ・好き嫌いなくなんでも食べる子ども
- ・十分に体を動かして遊べる子ども
- ・十分に身体を休めることができる子ども
- ・自分の考えたことや思いを伝えられる子ども

月別保育目標



月	単元	食育	目標
4～7	楽しい保育園	給食って楽しいね	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育者や友だちに慣れ喜んで登園する。 ・ 保育園での生活リズムを知り、安心して登園する。 ・ 進級した喜びと自覚をもち、新しい友だちと遊ぶ。
8～12	何でもチャレンジ	残さず食べて元気モリモリ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 進んで運動やあそびに取り組む。 ・ いろいろな表現の楽しさを味わうと共に、達成感や満足感を知る。
1～3	大きくなったよ	食事のマナー覚えたよ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人とのかかわりの大切さを知る。 ・ 何事にも意欲的に取り組む。

目標の大切さ

より良い保育と子ども達の育ちを援助するために、毎日の活動が意味のあるものになるように目標を設定しています。子ども達の頑張りや成長は、園だより、町報・わいわいひろば、行事等で紹介させていただきます。

保育要録について

子ども達が学校生活にスムーズに移行できるよう学校との連携や交流を大切にしながら保育を行っています。就学前には子どもの育ちを記入した保育要録を送付することが義務付けられています。

要録は個人情報保護に関する法律を踏まえて適切に取り扱うこととしております。

登降園について



- * 登園は午前9時
出欠の連絡は9時までお願いします。（オクレンジャーでの連絡も可能です）
- * 降園は16時
帰る際は必ず職員に声をかけてからお帰りください。
- * 13時～15時は午睡の時間です。早退する際はできるだけ避けてくださるようお願いいたします。

延長保育について



- * 7時30分～8時30分まで、16時30分以降、家庭及び仕事の都合で通常保育時間までに送迎ができない場合、申請書を提出し利用することができます。
- * 延長保育利用者負担額について
 - ・ 保育認定の区分によって料金が決まります（日額100円 月額最大2000円以内）
口座振替又は納付書で指定金融機関から納付する形です

土曜保育・希望登園について



- * 土曜保育は、家庭及び仕事の都合で家庭での保育ができない場合のみ利用可能です。同週の月曜日まで申請が必要です。（オクレンジャーでの申請も可能です）
- * 希望登園は、年間3回あります。その都度申請についてお知らせします。

主な年間行事について

4月	入園式
5月	家庭訪問・内科検診・歯科検診
6月	家庭訪問・耳鼻科検診・眼科検診 尿検査
7月	夏まつり
8月	幼児棟保育参観・お盆希望登園
9月	
10月	運動会
11月	年長児祖父母参観
12月	ぶなのもり発表会（3才以上児） 年末年始希望登園
1月	
2月	新入園児オリエンテーション
3月	卒園式・年度末希望登園

食育について

- 乳幼児の食生活は、心と体の成長と健康に必要なことです
保育園では、各年齢に合った栄養摂取量を考慮し、子どもが喜んで、おいしく食べられるように、園内での調理を行い、温かい給食を提供しています。
- 食べることの大切さを知らせるため、園の畑で野菜の植付けや収穫などの体験を行っています。

3才未満児は完全給食
おやつは午前9時と午後3時

3才以上児は副食給食
おやつは午後3時



保健衛生について

保育園では、子どもの健康を何よりも重視しています。
保護者の方々にも次のことについてお願いします。



登園する前の留意点

- * 全員朝の検温をお願いします。朝起きて元気がなく、顔色が悪い時は、できるだけ登園をお控えください。
子どもの様子が普段と違うようでしたら、必ず連絡してください。
- * 園内は、はだし保育（冬期間床暖房）です。つめが伸びているとケガの原因になりますので、こまめに切って清潔を心がけましょう。
- * 排便の様子は、健康度を診断する目安となります。便秘、消化不良、下痢便などよく観察してお知らせください。

保育時間中のこと

- * 発熱、または体調が優れない場合は連絡をします。
- * 十分に注意して保育を行いますが、集団生活ですので、軽いけが（擦り傷・切り傷・ひっかき傷・鼻血・こぶ等）をしてしまう場合があります。
- * 子どもの状態を見て、保護者に連絡すると共にすぐ医療機関に連れて行く場合もあります。
- * 小児喘息・食物や薬品アレルギー・ひきつけ・関節がはずれやすい等保育上、注意しなければならない事がある場合は、必ず前もってお知らせください。
- * 感染予防や紛失を防ぐため、保育園での洗濯は行いません。汚れた衣服は、ビニール袋に入れて持ち帰ります。





病気について

- * 学校保健法に則して伝染性の病気にかかった時は、登園を停止しなければならないことになっています。
- * 集団生活をする上で、他の子どもにうつさないためだけでなく、感染した子ども自身が他の病気を併発しないためにも、早めに専門機関を受診するよう対応をお願いします。
- * 薬の持ち込みは、原則、しない約束です。どうしても服用の必要がある時は、依頼票に必要事項を記入し、担任又は、事務室に届けてください。ただし、医師から処方されたものとしします。

子どもの送り迎えについて



送り迎えについては、保護者の責任において行うことになっております。

家庭でどうしても送迎ができない場合のみ、町営バスの乗車を許可しています。あくまでも保護者の責任においての乗車となります。利用は3才以上児のみとします。



注意

園内は、一方通行になっております！西側から入ってください。

玄関前は、駐停車禁止です！

送迎の際は、保育園西側駐車場に駐車してください。

駐車場は、車が往来するため危険です！子どもの手は離さないでください。

集金について

保育料(利用者負担額)について

* 保育園の保育料(利用者負担額)は園児の保護者(父母)の町民税所得割課税額を基に算定します*
8月分までを前年度の町民税額、9月以降を当年度の町民税を基に算定し、9月に保育料の切り替えを行います。
多子世帯や要保護世帯等に保育料の軽減措置があります。
(法令や条例により変更になる場合があります)
3歳以上児については、保育料・給食費ともに無償化となっています。
火災その他やむを得ない理由により、保護者が保育料を納入することが困難と町長が認めた場合には保育料を減免します。



日本スポーツ振興センター共済加入について

* 安全な保育を目標に努めておりますが、保育中や保育園行事または、登降園中に災害にあった場合に備えて全員加入します。



保護者会について

* 保育園と共通の理解をもち、よりよい保育をするために保護者会が組織されています。全員加入です。
* 保護者会運営は、保育園と協力して行います。主な活動は、保育園行事への参加、また保育園の環境整備に対する協力などを行っています。

緊急時の連絡体制について(オクレンジャーアプリ登録)

保育園から、緊急にお知らせしなければならない事項が発生した場合やクラスだより、毎月のおたより等オクレンジャーで配信します。保護者の方は必ずご登録ください。入園後IDを配布します。



その他

- ・ 保育園の入園は、就学前までとなっています。
- ・ 長期間にわたり休む場合は、休園届もしくは、退園届の手続きをして下さい。
- ・ 家族の出生、不幸、住所、電話番号、両親の職場等の変更のある場合は、保育園まで連絡して下さい。
- ・ 要望のある方は、事務室までお知らせ下さい。玄関の要望箱（ファミリーボックス）もご利用下さい。

要望・苦情お問い合わせ：にしかわ保育園（74 - 2303）

第3者委員会問い合わせ：主任児童委員 佐藤浩美（76 - 2331）

飯野順子（74 - 4233）



にしかわ保育園緊急時の対応



西川町立にしかわ保育園
住所 西川町海味1294番地
0237(74)2303

にしかわ保育園では、災害発生時や緊急時において、園舎で保育を継続することが出来ないと判断した場合は、保育を中止し、オクレンジャーなどで園児迎いの要請をします。帰宅の際は、保護者のお迎えを基本とし、必ず園舎内にて迎えに来た家族の方に園児の引き渡しを行います。



1. 大規模地震・豪雨災害発生時

登園前に震度5以上の地震が起きた際や災害等が起きた場合は、登園の見合わせをお願いします。

保育中に震度5以上の地震または、災害が起きた際はお迎えに来てください。

(電話は必要ありません)

仕事やその他の事情により直ぐにお迎えに来られない場合は、かわりの方を決め園に連絡をしてください。園舎の使用が不可能となった場合には西川町役場に避難します。避難の際は、園の玄関に避難先を記入した張り紙を掲示しておきます。

園児を引き取る際には、担当の職員に声をかけ必ず園児引き渡しカードに時間と署名をしてからお帰り下さい。なお、大規模地震の発生では、被害の状況等を総合的に判断して保育の再開日を決定します。園外保育・散歩中の場合は、現状、周囲の状況を把握し子どもたちの安全に十分に注意を払いながら園に戻ります。基本的には園外で子どもの引き渡しはしません。

2. Jアラートを活用した緊急情報が発信された場合

(平成29年4月21日付消防国38号、消防運第24号「弾道ミサイル落下時の行動等について」を参考)

登園前にJアラートによる緊急情報が発令された場合は、安全が確認されるまで登園の見合わせをお願いします。

保育中にJアラートによる緊急情報が発令された際は、出来るだけ窓から離れる、窓のない部屋に移動するなどの避難をします。安全を確認できた段階で、通常保育を行います。

散歩中や園外保育中の場合には、近くの出来るだけ頑丈な建物や地下などに避難する、または、近くに頑丈な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ、頭部を守り、安全が確認されるまで待って園に戻ります。

ミサイルが着弾した際には、屋外では、口と鼻をハンカチで覆いながら現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内の部屋または、風上に避難します。室内では、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉します。(園内ではかぜ組に避難)

テレビ、ラジオ、インターネットを通じて情報収集に努め、行政からの指示に従って落ち着いて行動します。安全が確認され、お迎えが可能になれば、担当の職員に声をかけ必ず園児名簿に時間と署名をしてからお帰り下さい。

日頃から、ご家庭でも防災に関してご指導をお願いします。

